

兵庫県保険医協会 姫路・西播支部ニュース No. 314 2026年3月25日



発行 兵庫県保険医協会姫路・西播支部 支部長 高森信岳
連絡先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通 1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル 5F
兵庫県保険医協会 TEL/078-393-1801 FAX/078-393-1802

会員懇談会

ハラスメント対策は事業主の義務



参加者からの質問
に答える坂本弁護士（上）

支部は2月26日に会員懇談会を姫路市内で開催し、16人（うちZOOM10人）が参加した。「日常診療・医院経営で知っておきたい法的知識」をテーマに神戸花くま法律事務所の坂本知可弁護士が講演した。

協会保険診療法制研究会のメンバーでもある坂本弁護士は、昨年作成した冊『「医師・歯科医師のための知っておきたい法律知識」』の内容に触れながら、医療機関から多く寄せられる相談をもとに事例や判例を紹介した。

Googleの口コミなどインターネット上の誹謗中傷への対応として、投稿が表示されるウェブページを印刷するなど証拠保全を行うことが重要としながらも、医療機関の口コミは公益目的と評価されやすいことから、裁判で削除請求が認められるのは容易ではないという実態も紹介。

（次のページへ）

（前のページから）

また、医療機関は多職種で形成される組織であり、患者対応という感情労働でストレスが発生しやすいことなどから、ハラスメントが起きやすい職場だと指摘。職場内のパワハラ、セクハラ以外にも、近年では患者からのハラスメント対策についても事業主として安全配慮が義務づけられており、ハラスメントを許さない明確な姿勢を職員と共有するほか、相談・通報体制の整備が重要だとアドバイスした。

参加者からは「中傷とを感じる書き込みでも削除できないのは厳しい」「院内でハラスメントが発生しないよう研修や対策が必要なのがあった」などの感想が寄せられた。

西播社保協学習会

予防原則に基づいた PFAS 規制を



白石氏が県内の汚染状況を報告し、健康被害調査や規制の強化を呼び掛けた

支部も協力する西播社会保障推進協議会（西播社保協、会長：高森信岳支部長）は2月27日に学習会「PFAS ってなに？」を姫路市内で開催。兵庫民医連 PFAS プロジェクトチーム事務局の白石紀代子氏が講師を務め7人が参加した。

白石氏は、PFAS とは水や油をはじき熱に強いいため消火剤やフライパンなど身近な製品に使用されている PFOA や PFOS などの有機フッ素化合物の総称と解説。一方、「永遠の化学物質」とも呼ばれ、製品の使用や処分後に土壌や地下

水を通じて体内に残り続け甲状腺や肝機能に影響を与えるとされており、米国や欧州ではメカニズムは不明とするものの、血清濃度に応じた診療ガイドラインが設けられているとした。

また、日本の PFAS 水質基準は、50ng/l という基準がようやく設定されたが、米国の水質基準「PFOA と PFOS 合計で 4ng/l」など他の先進国と比較しても非常に緩い問題を指摘。さらに兵庫県では明石川流域で最大 7068ng/l と汚染度が非常に高いほか、汚染状況がまだ明らかになっていない地域も多く、政府は予防原則に基づいた PFAS の規制措置をすべきと訴えた。

その他、関西ではダイキン工業に健康調査や汚染対策を求める公害調停を市民が申請しているなど企業の責任を迫及する動きについても紹介。兵庫民医連では、希望者への血液検査を実施していることを紹介するとともに検査実施に向けたカンパへの協力を呼び掛けた。

参加者からは「姫路・西播地域での血液検査は進んでいない。自治体キャラバンなどを通じて各市町に働きかけよう」など意見が寄せられた。

医療分野の賃上げ（15万円）・物価上昇支援（17万円）

診療所の申請開始は5月以降の見込み

政府は2025年度補正予算で、医療分野の賃上げ・物価上昇支援を決定しました。診療所向けは県が窓口となる予定ですが、申請スケジュール等、まだ示されていません（病院は厚労省が受付中）。概要は以下の通りです。



県ホームページ

賃上げ支援金

趣旨 6月以後、診療報酬改定に合わせた賃上げ実施を前提に、その前の半年分の賃金改善の経費の補助

概要 支援金を活用して2025年12月～2026年5月にベースアップ等（※1）を実施し、6月以降も水準を維持または拡大する（※1 基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します）

申請期限 未定（5月以降に申請開始となる見込み）

交付額	対象施設	給付額
	有床診療所（3床以上）	1病床あたり72,000円
	無床診療所（医科・歯科）、有床診療所（2床以下）	1施設あたり150,000円

※薬局、訪問看護ステーションにも同様の支援金があります

対象 2026年3月1日付けでベースアップ評価料の届出が受理されている保険医療機関

賃金改善の内容

パターン① 2025年11月の賃金と比較して2025年12月～2026年5月にベースアップ等を実施している場合→当該期間のベースアップ等に支援金を充てることができます。

パターン② 2025年12月以降ベースアップ等を実施していなかった場合→2026年3月末までに4か月分を一時金、特別手当（※2）として支給し、4月～5月はベースアップ等を実施。それらの期間のベースアップ等に支援金を充てることができます。

（※2 2025年12月分から2026年3月分の臨時賞与や物価上昇手当等の臨時手当が該当します）

パターン③ 2025年3月末の賃金と比較して2.0%を超えるベースアップ等を実施している場合→2025年12月～2026年5月の賃金のうち2.0%を超える賃上げ部分について、支援金を充てることが可能です。

その他の留意点

- ・2026年1月～3月など一部の期間のみベースアップ等を実施した場合は、支給の対象となりません。
- ・ベースアップに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も支援金を充てることができます。
- ・実績報告書の提出が必要です（8月ごろを予定、詳細不明）。

物価上昇支援金

概要 診療等に必要経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図る

申請期限 未定（5月以降に申請開始となる見込み）

対象 2025年4月以降に診療報酬請求の実績をもつ保険医療機関

交付額	対象施設	給付額
	有床診療所（14床以上）	1病床あたり13,000円
	無床診療所（医科・歯科）、有床診療所（13床以下）	1施設あたり170,000円

※薬局にも同様の支援金があります

不明な点につきましてはお問い合わせください（TEL078-393-1807）

2026年度診療報酬改定研究会 姫路会場のご案内

診療報酬改定6月実施にともない、協会は県各地で研究会を開催します。
姫路で開催する会場の日時・会場は以下の通りです。

【医科・入院外】

4月11日（土）14：00～
姫路労働会館 多目的ホール
（姫路市北条1丁目98）
※オンライン併用有
ZOOM登録はこちらから→

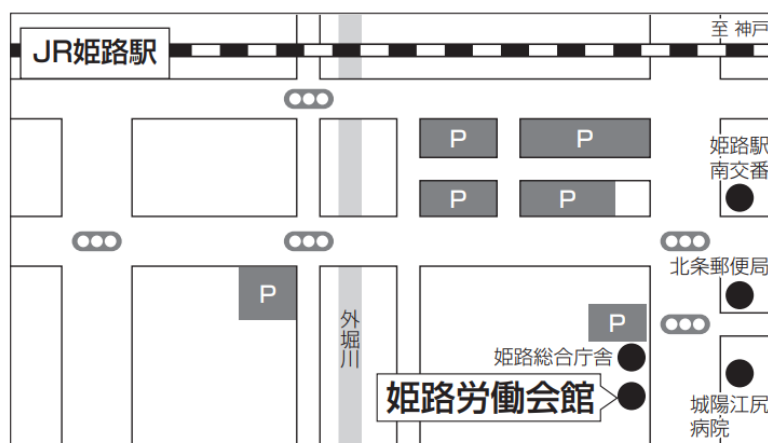


【医科・入院】

4月11日（土）16：15～
姫路労働会館 多目的ホール
（姫路市北条1丁目98）
※オンライン併用有
ZOOM登録はこちらから→



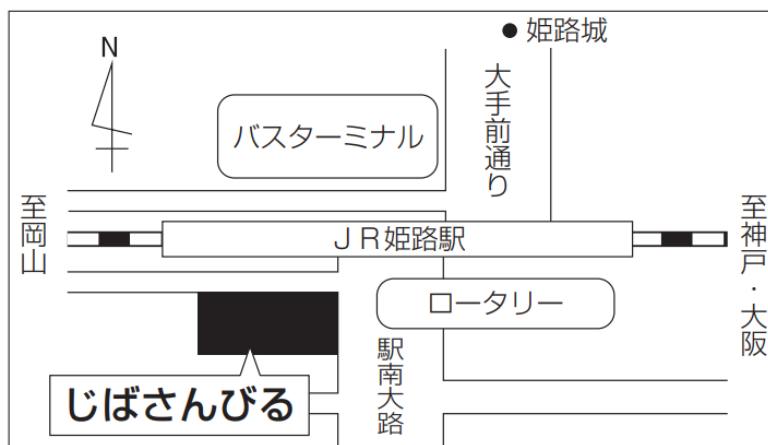
医科（入院外・入院）会場



歯科会場

【歯科】

4月19日（日）14：30～
じばさんびる9階901会議室
（姫路市南駅前町123）



※会員の先生方宛に研究会の案内ハガキを3月中旬にお送りしております。

ハガキと引き換えに会場で研究会テキスト（医科『点数表改定のポイント』・歯科『改定の要点と解説』）をお渡しします。案内ハガキを忘れずにご持参ください。

また、それとは別にテキストは郵送にて各医院・病院に別途1冊お届けいたします。

医科・歯科ともに複雑な改定になっておりますので奮ってご参加ください。